主 文 本件上告はいずれもこれを棄却する。

被告人A及び被告人B、C二名の辯護人野口政次郎の上告論旨はそれぐ末尾添付の各上

所論のごとく假りに被告人が有毒飲食物等取締令を知らなかつたとしても、法の不知は犯意を阻却するものでないから、そのために、被告人に犯意なしというないのみならず、原審の認定したのは、被告人に故意があつたというのではなコール〈要旨第一〉を飲用に供する目的で他に販賣したという、有毒飲食物取締令第一體第二項違反の罪であるが、同令第一條は、〈/要旨第一〉メタノールが人の生命身體を第二項違反の罪であるが、同令第一條は、〈/要旨第一〉メタノールが人の生命身體を事を及ぼすおそれがあるので、その性能に着目して、これが處分などを取締るにで現實に害毒を及ぼすおそれがあるので、その性能に、買受人その他においてその飲用にあて現實に害毒を受けたことを必要としないものであるから、この點に例し所為のような事情があるとしても、被告人が責任を免れるを得ないのはもちろんでの制によって現今アルコールにはメタノールを多量に含有しておいるような事情があるとしても、被告人が責任を免れるを得ないのはもちろんであるがあるような事情があるとしても、被告人が責任を免れるを得ないのはもちろんであるがあるとを認識しておきない。のではないというべく、右の危険はこれを飲食するものの體質あるいはこれに混合する〈/要旨第二〉水の量等によって異ることあるべきは自明の理であるから、單にものというを得べきではない。

さらに原審の科刑が重きに失するとの所論については、これをもつて上告の理由となし得ないことは日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律第十三條第二項によつて明かであるから、論旨はすべて理由がない。

被告人B、同C辯護人野口政治郎上告趣意書第一點について

有毒飲食物等取締令第四條第一項は、論旨摘示のように規定しているのであるから、その規定自體から見て所論のごとく故意犯の場合は懲役刑に、また過失犯の場合は罰金刑に處すべきものであるとは到底解することは〈要旨第三〉できない。要するに、右規定の趣意は故意犯たると過失犯たるとを問わず、懲役まだは罰金に處するを得べき〈/要旨第三〉ものであつて、そのいずれにするかは裁判所の選擇に委したるものと解すべきである。論旨は理由がない。

同第四點について

〈要旨第四〉有毒飲食物等取締令第一條第一項は所定量以上のメタノールを含有する飲食物の販賣などを禁するに對し、同〈/要旨第四〉條第二項は本來飲食物でないものにして、いやしくもメタノールを含有する以上これを飲食に供する目的をもつて販賣などをすることを禁じている趣旨と解すべきであつて、そのかかる區別をなしたゆえんのものは、本來飲食物でないものは、いやしくもメタノールを含有する以上、これを飲食に供することによつて生命身體に危害を及ぼすおそれがあるからである。

原判示によれば被告人等は、いずれもメタノールを含有する工業用アルコールを 飲食に供する目的をもつて販賣したものであるというのであつて、工業用アルコー ルは本來飲食物でないのはもちろんであるから、原判決が、この事實に對して右取 締令第一條第二項を適用したのは正當であつて、論旨は理由がない。(その他の判 決理由は省略する。)

(裁判長判事 荻野益三郎 判事 大野美稻 判事 大島京一郎)